

つだみなみしょうがっこう 津田南小学校のみなさんが

あんしん がっこうせいかつ
安心して学校生活をおくるために



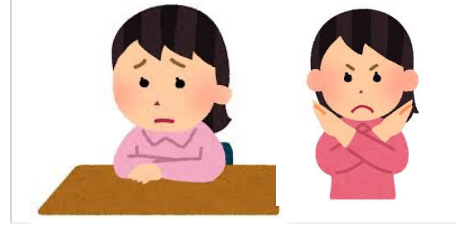
こんなことありませんか？

ふざけた だけだよ



あいて

ちゅうい
注意した だけだよ



かん

おも
思ったことを
か
書いただけだよ



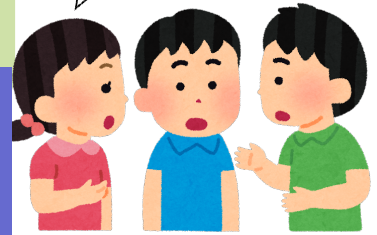
相手が いやだと 感じたら・・・それは、いじめ です！

☆いじめを防ぎ、いじめられた人を 守るための法律があります【いじめ防止対策推進法】☆

◎ (定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して (中略) 他の児童が
行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われる
ものを含む。) であって (中略) 心身の苦痛を感じているものをいう。

◎ (いじめの禁止) 第4条 児童等は いじめを行ってはならない。など

いじめをしてはいけないと
法律で決まっているんだね！



いじめで苦しむ人ゼロ！ いじめ見逃しゼロ！

あなたから始めよう！

(1) いじめられそうになったら

- 相手の目を見ながら「やめて」と言ってたちさろう。
- その場からはなれよう。○あんな場所に行こう。

(2) だれかがいじめられているのを みたら

- 学校の先生にすぐに相談しよう。
- いじめられている人を支えてあげよう。
- 勇気を出していじめを止めよう。

(3) あなたがだれかをいじめているとしたら

- すぐにやめよう。
- やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといった不安
などからやめられないときは、大人 (家族や学校の先生) に相談
しよう。

(4) もしもいじめられたら

- いじめから守ってくれる大人 (学校の先生・スクールカウンセラー)
に相談しよう。○友達に相談しよう。
- いじめがなくなるまで、何度でも相談しよう。

かならず
力になります！



枚方市「子どもの笑顔を守るコール」
いじめ専用ホットライン 072-809-7867
教育安心ホットライン 072-809-2975

令和6年度4月
児童用
リーフレット